

# 事業者向け支援施策一覧

令和3年11月13日現在

※各施策の内容と申請期間は変更になる場合がありますので、必ず取り扱い機関等にご確認ください。  
※下線部は、変更点など注意が必要な箇所となります。



## 新型コロナウイルス感染症関連

### ■ 郡山市ふくしま感染防止対策認定店応援金【郡山市】

申請受付：令和4年1月31日まで

福島県が実施する「ふくしま感染防止対策認定店制度」の認定を受けた飲食店などを応援

- 要件：「ふくしま感染防止対策認定店」認定ステッカーの交付を受け、次の要件をすべて満たす者
- ①申請時において営業している者で、引き続き認定店として1年以上営業する意思のある者
  - ②市税を滞納していない者
  - ③郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者



給付額：認定ステッカー交付1件当たり 10万円  
問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）

### ■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短要請協力金 延長分）【9/1～9/23】【福島県】

締切間近

9月1日～9月23日までの時短営業要請（まん延防止等重点措置適用）に協力した飲食店に対する協力金

- 対象：飲食店営業許可を受け、通常午後8時～午前5時を含む営業を行っている**すべての飲食店** 申請 令和3年11月30日まで  
交付金額：以下の売上高方式または売上減少方式いずれかにより算定  
A) 売上高方式： **3万円/日～10万円/日**  
B) 売上高減少方式：R元年又はR2年9月の飲食部門1日当たり売上減少額×**0.4/日**【上限20万円】  
主要要件：①令和3年9月1日午後8時～9月24日午前5時までの期間、時短要請に協力したこと  
②対象店舗において時短営業の案内を掲示していること 等  
問合せ先：いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター TEL.024-521-8562（9：00～17：00）



### ■ 新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金（第2弾）【郡山市】

申請：令和4年2月10日まで

新型コロナの影響で売上げが減少した事業者を支援

- 対象：市内に事業所がある宿泊業・飲食サービス業、及び市内の宿泊業・飲食サービス業と直接又は間接取引がある事業者  
要件：新型コロナ感染拡大により、2021年7月～12月のうち、任意の連続する3ヶ月間の売上総額が**過去3年間（2018～2020年）**の同期と比較して**15%以上減少**している中堅企業・中小企業・個人事業主  
給付額：15%～50%未満（店舗建物自己所有）10万円（1箇所賃貸）20万円（複数箇所賃貸）30万円  
50%以上（店舗建物自己所有）20万円（1箇所賃貸）30万円（複数箇所賃貸）40万円  
問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



### ■ 月次支援金【中小企業庁】

申請受付：9月分⇒～11/30まで 10月分⇒～令和4年1/7まで

緊急事態宣言等に伴う時短営業・外出自粛等の影響を受けた事業者への支援金

- 要件：2021年4月以降の「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が**50%以上減少**した中小法人・個人事業者等  
給付額：中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月  
問合せ：事務局 TEL. 0120-211-240



### ■ ECサイト構築支援補助金【郡山市】

申請期限：令和4年1月31日

モール型ECサイトへの新規出店、自社ECサイトの新規開設及びリニューアルを支援

- 対象者：市内に事業所がある中小企業者及び個人事業主で、特産品(※)を販売している事業者  
※特産品とは…「生産、製造又は加工の最終段階を市内で行っている商品」または「市外で製造及び加工された場合は、主な原材料が郡山市産であって、市内に主たる事業所を有する者が販売する商品」  
補助上限額：1事業者あたり10万円（補助率10/10）  
対象経費：ECサイトの新規開設又は改修に要する経費、モール型ECサイトへの新規出店に要する経費  
お問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



新たな取り組みへの補助金（感染症対策等）

### ■ テレワーク等推進補助金【郡山市】

申請開始：令和3年11月下旬予定 **予告**

テレワークによる就業環境の導入又は拡充に要する経費を補助

- 対象要件：1) 常時雇用する従業員（雇用保険に加入していること）を2名以上雇用している  
2) テレワーク環境整備の場合は、令和3年4月1日から令和4年1月31日までの期間において、30日以上にわたりテレワークを実施した  
3) 資本金又は出資金が10億円未満  
4) 本補助金の補助対象経費に対し、国又は地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと

補助対象経費（例）  
テレワークによる就業環境の導入若しくは拡充又はデジタル技術を活用した取り組みに必要な機器購入費、システム使用料、研修会費用、コンサル料、委託費等 ※パソコン・タブレットの購入費用も補助対象  
補助率等：対象経費の2/3（上限30万円）  
問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



### ■ ニューノーマル対応支援補助金【郡山市】

申請受付：令和4年1月31日まで

業種別ガイドラインなどに基づく対策やウィズコロナに対応した事業変革への費用を支援

- 対象者：市内に事業所がある宿泊業、飲食業、小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他生活関連サービス業または娯楽業を営み、資本金または出資金が10億円未満の事業者  
補助率：対象経費の2/3  
上限額：宿泊業（従業員300人以上）70万円（100～300人）50万円（100人未満）30万円  
飲食業（従業員100人以上）30万円（50～100人）20万円（50人未満）10万円  
小売・洗濯・理容・美容・浴場・その他生活関連サービス業・娯楽業 10万円



### ■ 持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）【中小企業庁】

第5回申請：令和4年1月12日まで ※次回 3/9締切

小規模事業者のポストコロナに対応するビジネスモデル転換への取組や感染防止対策費の一部を支援

- 対象者：小規模事業者 補助率：3/4 上限額：100万円  
対象経費：対人接触機会減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など  
※感染防止対策費について、補助金総額の1/4（上限25万円）を補助対象経費に計上可能  
特別措置：2021年1～3月のいずれかの月の売上高が2019年又は2020年の同月比で30%以上減少している場合、補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/2(最大50万円)へ引上げ  
問合せ：郡山商工会議所 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



### ■ 事業再構築補助金【中小企業庁】

第4次申請：令和3年12月21日まで（第5次：令和4年1月開始予定）

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

- 対象：以下の要件をすべて満たす企業・団体  
①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前の同期と比較して10%以上減少  
②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む  
③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成を見込む  
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）  
対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費 等  
補助額：中小企業 100万円～1億円 中堅企業 100万円～8,000万円  
補助率：中小企業 2/3～3/4 中堅企業 1/2～2/3 問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080



### ■ ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】

第9次申請：令和4年2月8日まで

革新的サービス開発・生産プロセス改善のための設備投資等を支援

- 補助上限：一般型1,000万円・グローバル展開型3,000万円  
補助率等：〔通常枠〕中小企業1/2 小規模企業者・小規模事業者2/3〔低感染リスク型〕2/3  
要件：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行  
・付加価値額 + 3%以上/年 ・給与支給総額 + 1.5%以上/年  
・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金 + 30円  
※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）  
問合せ先：サポートセンター TEL.050-8880-4053（10：00～17：00※土日祝を除く）



### ■ IT導入補助金（通常枠・低感染リスク型ビジネス枠）【中小企業庁】

5次締切：令和3年12月中予定

業務効率化・データ活用による顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援

- 補助金額：〔通常枠〕A類型：30万～150万円未満 B類型：150万～450万円  
〔低感染リスク型ビジネス枠〕C類型：30万～450万円 D類型：30万～150万円  
補助率等：〔通常枠〕1/2 〔低感染リスク型ビジネス枠〕2/3  
対象経費：ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等  
※低感染リスク型ビジネス枠は上記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用  
要件：事業計画期間において「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」「事業場内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円以上」を満たすこと等を加算要件（一部事業者等については申請要件）とする



飲食店向け協力金・応援金

売上減少に対する支援金等

新たな取り組みへの補助金

■ **持続化補助金（一般型）【中小企業庁】** 第7次締切：令和4年2月4日

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

対 象：商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等  
 補助率等：2/3（上限額50万円）  
 補助対象：売上・販路拡大のための取り組み（店舗改装、チラシ作成、広告掲載など）  
 問合せ先：郡山商工会議所 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621



■ **事業引継ぎ支援補助金【郡山市】** 申請：：令和4年3月31日まで

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

対 象：事業引継ぎ支援センター、郡山商工会議所、商工会等の支援を受けて承継した事業の  
 販路開拓等に取り組む中小企業者  
 対象経費：事業引継ぎ（事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等）  
 引継いだ事業の販路開拓等（広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等）  
 ※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る  
 補助率等：対象経費の1/2以内（上限30万円）  
 問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■ **BCP等策定等支援事業補助金【郡山市】** 対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対 象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）  
 ※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象  
 対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用  
 （講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）  
 ※令和3年4月1日以降の申請分は、令和3年4月1日以降に支払った経費に限る  
 補助率等：補助率4/5（1事業者当たり上限20万円）  
 問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）



■ **人材育成補助金【郡山市】**

公的機関等が実施する研修に参加する際の経費の一部を助成

対象事業：中小企業大学校、福島県ハイテクプラザ、福島県立テクノアカデミー郡山、商工会議所、  
 商工会などが開催する研修  
 補助金額：上限30万円  
 補助率等：1/2以内  
 対象経費：受講料と宿泊料（寮費）※宿泊料は県外に限る。前泊分は対象外。受講テキスト対象外。  
 申込方法：年間受講計画を策定し、研修を申し込みの上、研修開始日の10日前までに申請書類を  
 郡山市産業政策課に提出。  
 問合せ先：郡山市産業政策課 TEL024-924-2251



■ **雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）【ハローワーク】**

従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成

特例措置対象期間：令和3年12月31日まで

対 象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主  
 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している  
 2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している（※）  
 ※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。  
 3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている



特例措置の主な内容：

- 雇用保険被保険者でない労働者も対象（緊急雇用安定助成金を活用）等
- ※学生アルバイト・パート労働者（所定労働時間が週20時間未満）の方の休業手当についても対象

■ **郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金【郡山市】**

雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士等への手数料の一部を補助

申請期限：雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から3か月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで

対 象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主  
 1. 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人  
 2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）で、労働局長の支給決定を受けていること  
 3. 郡山市税等の滞納がないこと  
 補助内容：社会保険労務士等へ申請書作成のために支払った手数料又は報酬金額の10/10【上限20万円】  
 問合せ：郡山市雇用労政課 024-924-2261



■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】**

対 象：最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が前3年の  
 いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方 等  
 ○国民生活事業（限度額8,000万円）  
 返 済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）  
 利 率：6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）  
 ○中小企業事業（限度額 直接貸付6億円）  
 返 済：設備資金20年以内、運転資金15年以内（いずれも据置5年以内）  
 利 率：3億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.9%（4年目以降は基準利率）



■ **【新型コロナ関連】マル経融資【日本政策金融公庫／郡山商工会議所】**

対 象：当所の地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、  
 最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が、前3年の  
 いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方  
 限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内  
 返 済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金7年以内（据置3年以内）  
 利 率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）



■ **新型コロナウイルス感染症特別利子補給【中小企業基盤整備機構】**

概 要：売上高が急減した事業者などに対して、融資後当初3年間の利子相当額を一括助成  
 対 象：新型コロナウイルス感染症特別貸付・【新型コロナ関連】マル経融資 等  
 要 件：①小規模事業者（個人）：要件なし  
 ②小規模事業者（法人）：売上高が15%以上減少  
 ③中小企業者：売上高が20%以上減少 問合せ：事務局 TEL. 0570-060515



■ **新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】** 取扱期間：令和3年12月31日融資実行分まで

対 象：1）直近1か月の売上が前年比15%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が15%以上減少することが  
 見込まれる。（危機関連保証）  
 2）直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが  
 見込まれる。（セーフティネット保証4号）  
 利 率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）  
 その他：利用の際には市町村の認定書が必要  
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **売上高等減少対策資金融資【郡山市】** 取扱期間：令和4年3月31日融資実行分まで

要 件：最近1か月間の売上高又は販売数量が平成31年2月から令和2年1月の期間の同月に比して15%以上減少、  
 かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が15%以上減少することが見込まれる方 他  
 限度額：1,000万円 融資期間：7年以内（うち据置1年以内）  
 その他：信用保証料補助（100%・限度額50万円）・利子補給補助制度（100%）あり  
 申込み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）



■ **融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】** 対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

要 件：借入返済等における条件変更を行った中小企業者で、認定支援機関により経営改善計画を策定し、  
 かつ福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者  
 対象経費：福島県経営改善支援センターに事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定  
 支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料  
 補 助 額：補助対象経費全額



郡山商工会議所では個別の無料相談会を実施しています

<p>■ <b>雇用＆労務個別相談会</b>                  ■ <b>グループ補助金・BCP策定個別相談会</b>                  ■ <b>各種補助金向け事業計画作成個別相談会</b></p>	<p>左記テーマ別の無料個別相談会を                  随時開催しております。                  お気軽にお問合せください。</p>	
<p>&lt;お問合せ&gt; 郡山商工会議所 中小企業相談所 TEL. 024-921-2620・2621 FAX. 024-921-2640</p>		